

海老名市災害対策基本条例の概要

災害対策は、自らのことは自らが守るという意識を持って取り組む「自助」、地域において互いに協力し助け合う「共助」、市が実施する「公助」を基本に、市民、事業者及び市が、それぞれの責務と役割を主体的に果たし、相互に連携・協働を図りながら、協力して推進していかねばなりません。海老名市災害対策基本条例は、これを基本理念として、市民・事業者・市の責務を明確にするとともに、災害対策の基本的な事項を規定した条例です。

第1章 総則

目的 (第1条)

市民・事業者・市の責務を明確にし、お互いに連携・協働し、災害に強い安全で安心なまちづくりに寄与する。

定義 (第2条)

災害、防災、災害対策、市民、事業者、要配慮者、避難行動要支援者、帰宅困難者、自主防災組織、災害ボランティアを定義

基本理念 (第3条)

災害対策は、自助・共助・公助を基本とし、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、必要に応じて相互に連携・協働して、着実に実施されなければならない。

第2章 自助

市民の責務 (第4条)

- ・災害時に被害を最少限にするためのあらゆる措置
- ・自宅等の耐震補強、家具等の転倒防止や窓ガラスの飛散防止、出火防止措置等
- ・食糧・飲料水や必要な日用品等の3日分以上の備蓄
- ・避難場所や避難方法等、家族との連絡方法等の確認

・自らの住居が破壊の危険がないときは、当面は住居に留まる。

事業者の責務 (第5条)

- ・所有する建築物の耐震補強、窓ガラス、タイル等の広告物の落下防止、出火防止措置等
- ・顧客や従業員の安全確保
- ・避難経路、避難場所、避難方法等の確認や周知
- ・帰宅困難者となった従業員等の留置き
- ・食糧・飲料水及びその他必要な物品の3日分以上の備蓄

第3章 共助

市民の責務 (第6条)

- ・地域の自主防災組織等が実施する防災活動への積極的参加や近隣住民との相互協力関係の構築
- ・災害時の円滑な避難活動や負傷者の救護
- ・避難所の開設及び運営への自主的かつ積極的な参画及び協力

事業者の責務 (第7条)

- ・地域の防災活動への積極的な参加
- ・災害時の市民と連携した災害対策活動の実施
- ・災害時に必要とされた場合の施設の提供

市民・事業者・自主防災組織の責務 (第8・9条)

- ・要配慮者の支援
- ・帰宅困難者の支援

第4章 公助

市の責務 (第10～19条)

- ・自助及び共助による災害対策活動の促進のための支援
- ・国や県、他の地方公共団体及び各種団体との連携
- ・市職員の防災知識及び技術の向上
- ・災害情報の迅速かつ的確な収集及び伝達
- ・災害後の市民生活の再建、復旧に向けた施策の推進

○具体的な災害対策

- 【応急体制の確立（第11条）】
- 【避難所の開設（第12条）】
- 【応急医療体制の整備（第13条）】
- 【物資の備蓄（第14条）】
- 【自主防災組織の育成及び支援（第15条）】
- 【避難行動要支援者の支援（第16条）】
- 【帰宅困難者への支援（第17条）】
- 【災害ボランティア活動への支援（第18条）】
- 【復旧体制の確立（第19条）】